

# 工事担任者資格制度に関する 重要なお知らせ

工事担任者資格制度に関する、総務省ホームページの内容が更新（2014年2月）されましたので、お知らせします。

- ◆電気通信事業者の通信設備<sup>(\*1)</sup>に通信線を接続する工事<sup>(\*2)</sup>には、工事担任者の工事・監督が必要となります（裏面を参照ください）。
- ◆工事を発注される方は、次の①、②等の手段により、有資格者による法令を遵守した工事がなされることを確認するようにしてください。
  - ① 仕様書等において、「工事担任者資格を保有している者が工事の実施・監督を行うことの証明」を求める。
  - ② 工事の実施又は実地に監督をしている者に対して、工事担任者資格者証の提示を求める。

(\*1) 保安器やONU 等。

(\*2) ネットワーク機器のセットアップ、設定、接続、配線工事、通信障害時の切り分け・通信回線試験・復旧工事、等。

電気通信事業法第71条では、「利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」という。）に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない<sup>(\*3)</sup>。」と規定されています。

(\*3) ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

詳しくは総務省のホームページをご覧ください。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/denkishikaku.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/denkishikaku.html))